

議案第 129 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年11月29日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表内視鏡業務手当の項の次に次のように加える。

院外病院診療 手当	上野総合市民病院に勤務する医師が協定等に基づき、報酬等を受けることなく当院以外の病院で診療等（手術を含む。）の業務に従事したとき。	4時間未満の場合	1日	10,000円
		4時間以上の場合		20,000円

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。